回収･リサイクル対象機器及び回収条件／梱包方法

■回収･リサイクル対象機器

対　　象	対　　象　　外
＜**自社製**＞ ①デスクトップパソコン本体 ②ノートパソコン ③CRT（ブラウン管）ディスプレイ ④LCD（液晶）ディスプレイ ⑤CRT一体型パソコン ⑥LCD一体型パソコン ①　②　③ ④　⑤　⑥	･**他社製**のパソコン、ディスプレイ ･プリンタなどの周辺機器 ･ワープロ ･取扱説明書／マニュアル ･ﾌﾛｯﾋﾟｨﾃﾞｨｽｸ、CD-ROM等 プリンタ　ﾙｰﾀｰ　ワープロ マニュアル　ﾌﾛｯﾋﾟｨﾃﾞｨｽｸ　CD-ROM

※標準添付品（キーボード、マウス等）は、自社製パソコン本体**出荷時に同梱**されていたものだけが回収対象となる。

■回収条件（＝規定内のPC）

郵便局での引取りやエコゆうパックで戸口回収する場合は、下記の条件を満たすことが必要。

- ◆ **ダンボール箱**もしくは**厚手のポリ袋**や**ビニール袋**等破れにくい袋による梱包
- ◆ 使用済みPCは重さ**30kgまで**
- ◆ A＋B＋Cの長さ＝**1.7m以内**
- ◆ **エコゆうパック伝票**の貼付　（■次頁の貼付方法参照）

重量や長さの条件を満たさない場合は、各社が山九株式会社に回収指示を出し、山九株式会社が戸口回収する。

■梱包方法

□デスクトップPCとディスプレイなど、複数台数を同時に排出する場合は、**1台ずつ梱包**する。

⇒ 複数が同じ梱包箱で同時排出された場合

●山九株式会社物流倉庫の突合作業で複数台同時排出が判明した場合、山九株式会社から各社に「台数エラー」の情報が届くので、各社がお客様と調整を行なう。

●調整できたら、山九株式会社へお客様への返却かプラント搬入かについて指示する。

※情報の送受信については、資料「EDIシステム仕様書」参照

□キーボード、マウス等の**標準添付品以外は回収対象とならない**ので、絶対に入れない。

⇒ 本体の代わりに回収対象以外のみを回収した場合

● 山九株式会社から各社に「カテゴリエラー」の情報が届くので、各社がお客様もしくはリサイクルプラントと 調整を行なう。

●調整できたら、山九株式会社へお客様への返却かプラント搬入かについて指示する。

⇒　本体と同時に回収対象以外のものを回収した場合

●リサイクルプラントへ付属品としての輸送となる。契約時に 各社はリサイクルプラントとの調整を行なっておく。

●なお、パソコンの他にプリンタが入っていた場合は、山九株式 会社からメーカーに「規定外品エラー」の情報が届き、リサイクルプラントへの輸送となる。

※情報の送受信については、資料「EDIシステム仕様書」参照

□キーボード、マウス等の**標準添付品だけを本体とは別の梱包箱（もしくは袋）に入れない。**

⇒　標準添付品だけが入った箱を回収した場合

●山九株式会社から各社に「カテゴリエラー」の情報が届くので、各社がお客様もしくはリサイクルプラントと調整を行なう。

●調整できたら、山九株式会社へお客様への返却かプラント搬入かについて指示する。

※情報の送受信については、資料「EDIシステム仕様書」参照

□**発砲スチロール**などの緩衝材は不要なので**入れない**。また、梱包の際はガムテープなどで中身が飛び出さないように閉じる。

⇒　発泡スチロール入りの回収件数が多い場合

●山九株式会社から発泡スチロールの廃棄費用を請求される可能性がある。

■エコゆうパック伝票の貼付方法

□エコゆうパック伝票は**ビニールケースに入れたまま**、裏面をはがし、梱包箱（もしくは袋）に貼り付ける。

⇒ ビニールケースから出されて梱包箱にエコゆうパック伝票が直接貼り付けられた場合

●山九株式会社での伝票回収作業が困難になる。

●また、梱包箱から伝票が剥がれ、回収したパソコンが各社の指定する山九株式会社倉庫に届かなくなる恐れがある。

※エコゆうパック伝票については、資料「エコゆうパック伝票」

□デスクトップPCとディスプレイなど複数台を同時に排出する場合は、対象種別を確認し、エコゆうパック伝票を**各々に間違いないよう貼り付ける。**

⇒ 対象機種とエコゆうパック伝票が間違われて貼り付けられた場合

●ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟﾊﾟｿｺﾝとCRTﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲで輸送先のリサイクルプラントが異なる場合、処理を請け負っていないものがプラントへ届くことになる。

●山九株式会社から各社に「カテゴリエラー」の情報が届くので、各社が山九に修正指示を発信する。

※エコゆうパック伝票については、資料「エコゆうパック伝票」
※情報の送受信については、資料「EDIシステム仕様書」参照